

◇◇ 児童相談所とは？ ◇◇

18歳未満の子どもの心やからだに関すること、家庭や学校で困っていることなど、子どもに関わるすべての相談に応じ、明るく健やかに成長していくようお手伝いをする相談機関です。



◇◇ たとえば、こんなときに…… ◇◇

- 家庭の事情で子どもを育てられない。
- 子どものしつけのことで困っている。
- 子どもがいじめられている。
- 子どもが学校に行きたがらない。
- 子どもが友だちと遊べない。
- 家出、盗み、暴力、性問題など。
 - 心や体に発達の遅れがある。
 - 子どもが心身に障害がある。
 - 子どもを叩いてしまう。
 - その他、子どもに関してさまざまな心配事がある。



- 相談内容の秘密は堅く守ります。
- 相談のための費用はかかりません。
- 遠方のため、相談に出てこられない方に巡回相談を実施しております。市役所、または役場に申込み下さい。
- 電話等で予約しておくことをお勧めします。(電話相談可)



◇◇ こんな支援を行います ◇◇

《面接などによる助言や指導》

- 児童相談所の職員が家庭訪問などをし、どうすることがよいのかを一緒に考えます。
- 子ども本人、または家族の方に相談所に通っていただき、アドバイスをします。

《心理判定・医学診断》

- 子どもと話をしたり、心理的なテストなどを実施し、性格や能力・適性などを把握します。
- 必要な場合、医師の診察を受けることができます。



《一時保護》

- 必要な場合、お子さまをお預かりすることができます。
- 規則正しい生活の中でお子さまに対する指導を行います。



《その他》

- 療育のための訓練施設や、家庭的な養育の場である里親や、集団の中で生活する施設をご紹介します、利用のための手続きのお手伝いをします。



※ その他にも、子どもをよりよく育てるためのいろいろな手立てを考えます。

児童虐待は人権侵害です!!

「児童虐待」とは、親または親に代わり子どもを監護している保護者が、子どもに対して、次に掲げる行為を行うことをいいます。

児童相談所は、児童虐待の予防および、早期発見、虐待を受けた児童の保護および自立の支援、虐待を行った保護者の支援などに、関係機関と連携して取り組んでいきます。



◇◇ さまざまな虐待 ◇◇

身体的虐待



心理的虐待



性的虐待



ネグレクト(養育の怠慢・拒否)



☆☆ 連絡先はこちら ☆☆

北海道釧路児童相談所

〒085-0805

釧路市桜ヶ岡 1 丁目 4 番 3 2 号

• TEL : (0154)92-3717

• FAX : (0154)91-2344



《一般相談受付時間》

- 月曜日～金曜日 : 8:45～17:30
- ※ 祝祭日、年末年始はお休みです。

《虐待に関する相談》

- 24 時間対応いたします。

◇◇ 里親制度とは? ◇◇

『里親制度』は、さまざまな事情により家庭で養育できない子どもを個人の家庭に預けて、その暖かい愛情と家庭的環境の中で子どもを養育する制度です。



児童福祉法では、里親は児童福祉施設同様に位置づけられている公的な制度です。

児童相談所は、里親の認定・登録を行うとともに、子どもの委託、委託後の相談、援助まで密接に関わりを持ちます。



里親さん募集!!

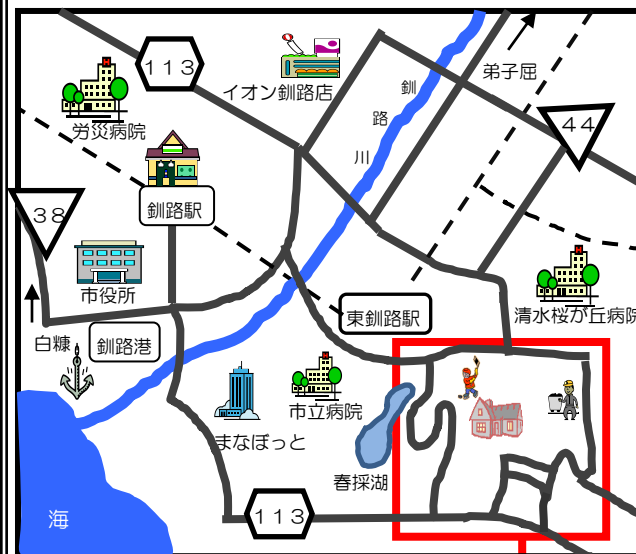
興味・関心のある方は、釧路児童相談所までご連絡下さい!!

◇◇ 釧路児童相談所案内図 ◇◇

【交通機関】

くしろバス

- ⑱番白樺線(千代の浦)『釧路駅』乗車約13分
『陸橋前』降車 徒歩3分



*拡大図



児童相談所のしおり



北海道釧路児童相談所

(北海道釧路総合振興局保健環境部児童相談室)
〒085-0805

釧路市桜ヶ岡1丁目4番32号

TEL : (0154) 92-3717 / FAX : (0154) 91-2344

<http://www.kushiro.pref.hokkaido.lg.jp/hk/cuo/index.htm>